

様式4

施策案に対する意見等の概要と意見等に対する市の考え方

番号	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	<p>今回の改正案では、太田桐生インターチェンジおよび強戸スマートインターチェンジの周辺1kmの範囲を指定区域に追加する内容となっているが、インターチェンジを活用した太田市の発展等を考慮するのであれば、太田藪塚インターチェンジの周辺1kmについても指定区域として追加すべきではないか。</p>	<p>太田市開発審査会提案基準は、太田都市計画内の市街化調整区域の開発行為について、その立地が適正か否かを審査するために太田市開発審査会が審議するための指針として提示する基準であり、都市計画法第34条第14号に基づいています。</p> <p>藪塚地区は、太田都市計画とは異なる藪塚都市計画として位置づけられた地域であり、区域区分の設定(市街化区域、市街化調整区域の区分分け)をしていない非線引き区域です。従いまして、建築等の立地について都市計画法第34条の規定を受けないことから、太田藪塚インターチェンジの周辺について対象外とさせていただいた次第ですので、ご理解下さいますよう、お願いします。</p>